

異動届書の記載例

給与所得者の氏名を記入してください。ただし、給与所得者が婚姻等により氏名が変更になった場合には右欄に新姓を記入してください。

給与所得者のマイナンバーを記載してください。

該当年度の1月1日現在の住所を記入してください。

給与の支払いを受けなくなった後の住所を記入してください。なお、上記の住所欄と同じ場合は「同上」と記入してください。

給与所得者が転勤により新勤務先で特別徴収の継続を希望する場合は、新勤務先の名称・連絡先等を記入してください。

「特別徴収税額(変更)の納税義務者への通知書」欄の「特別徴収税額」欄の金額を記入してください。

個人事業主の場合は個人事業主の方のマイナンバーを記入してください。法人の場合は法人番号を記入してください。

既に徴収した月分と税額を記入してください。

未徴収の月分および未徴収税額((ア)の特別徴収税額(年税額)から(イ)の徴収済税額を差し引いた金額)を記入してください。

退職などの異動があった年月日を記入してください。

必ず該当番号に番号を記入してください。

退職により給与の支払いを受けなくなった場合に、その年の1月1日から退職時までを支払った給与(賞与含む、交通費除く)の額および、その年の1月1日から退職時まで支払いの確定した社会保険料を記入してください。

一括徴収された場合は、必ず記入してください。

市町村民税
道府県民税
森林環境税

京丹後市長

令和 年 月 日 提出

給与支払報告
特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

整理番号

6年度
特別徴収
指定番号
宛名番号

7年度
特別徴収
指定番号
宛名番号

課
係
氏
名

電
話
番
号

内
線

異動の事由
※事業主及び従業員の希望のみによる
普通徴収への切替はできません。

1.転勤・転籍
2.退職
3.死亡
4.休職
5.長欠
6.支払少額
7.支払不定期
8.その他

番号を記入

異動後の未徴収
税額の徴収方法

番号を
記入

1 特別徴収継続
2 一括徴収
3 普通徴収
(本人が納付)

1月1日以降退職時
までの給与支払額

円

控除社会保険料額

円

1 特別徴収継続の場合(給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

新しい勤務先(特
別徴収義務
者)

所
在
地

〒

特
別
徴
収
指
定
番
号

担
当
者

氏
名

電
話

新
しい
勤
務
先
へ
は、
月割額 円 を 月分
(翌月10日納期限)から徴収し、納入するよう連絡済みです。
※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。

納入書の可否

番号を記入

1 必要 2 不要

2 一括徴収の場合(未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

番号を記入

1 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。
2 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。

徴収予定額
(ウ)と同額)を
右欄に記入

円

左記の一括徴収した金額は、 月分(翌月10日納期限)で納入します。

3 普通徴収の(一括徴収しない)場合(1・2に当てはまらない場合に記入してください。)

番号を記入

異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。
1 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。
2 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。
3 死亡による退職のため。

旧
特
別
徴
収
処
理
欄

6年度

月

1.特別徴収義務者を変更
2.普通徴収切替
3.一括徴収
4.その他

入力者

点検

7年度

月

1.特別徴収義務者を変更
2.普通徴収切替
3.一括徴収
5.その他

入力者

点検

A	B	C	D	E	F
G	H	I	J	K	L

A	B	C	D	E	F
G	H	I	J	K	L